

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		(3) 組合との意見交換のルールを明確にして意見交換	使関係の構築の推進を図ることができた。	・適法な交渉の範囲を定める規則の廃止(20年4月)
2 市民からの信頼の獲得	①組合との交渉・協議結果の情報公開の徹底	(1) 組合との交渉のプロセスやスケジュール、交渉結果を定期的な記者会見の場等で、総務局長等が報告する。また、交渉結果は交渉後原則として3日以内にホームページで公開する (2) 全局長と区長は各職場における組合との協議事項や組合活動と業務の関係について、17年度中に調査し、市民に対して自ら説明する	組合との交渉内容等については18年3月以降、本市ホームページで公表を行っている。さらに20年10月からは交渉状況の公開を拡充し、従来からの市労連交渉に加え、単組本部との交渉をプレス公開するなど、組合との交渉・協議結果の情報公開の推進に取り組むことができた。	・職員団体及び労働組合との交渉内容の公表について基準を策定し、交渉について市ホームページで公開を実施(18年3月) (20年10月改訂) ・労働組合との交渉内容等をホームページで公開 (18年3月以降、局・区役所で順次実施)